

登録意匠「道路灯」デザイン創作請負契約関係事件：大阪地裁平成23(ワ)10389・平成25年1月24日(21民部)判決<請求棄却>

【キーワード】

工業デザインの業務委託契約，意匠法48条1項3号(冒認出願・無効理由)，委託業務料，実施料(ロイヤリティ)，不当利益返還請求権

【事案の概要】

1 前提となる事実

以下の事実は，当事者間に争いがないか，掲記の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

被告(星和電機株式会社)は，昭和24年に設立された電機メーカーであり，原告P1は，昭和45年からP2の屋号で工業デザインを行う個人事業主である。

(2) 原告と被告との関係

原告は，昭和51年頃，被告から工業デザインの業務委託を受けるようになり，平成3年以降，原告と被告は，翌年3月31日までを契約期間とし，3か月前までに解除の申し出がないときはさらに1年間継続する旨を定めて，原告はデザイン関係全般の業務その他を委託業務として行い，被告は，月額で定める委託業務料を支払う旨の業務委託契約を締結した。平成7年4月1日付け業務委託契約における委託業務料は月額60万円，平成11年4月1日付け業務委託契約における委託業務料は月額32万円であった(乙13，甲1。以下，前者の契約を「乙13契約」，後者の契約を「甲1契約」という。)

原告と被告は，平成12年4月1日，契約期間を同日から平成13年3月31日までとした上で，被告が支払う業務料については別に定めること，前記同様に契約は更新されること等を内容とする業務委託基本契約を締結した(甲2。以下「甲2契約」という。)。甲2契約は，平成13年4月1日以降も自動的に更新されたが，被告は，平成17年7月26日付けで，同年10月31日の経過をもって甲2契約を終了する旨を通知し(甲14)，同日，甲2契約は終了した。

(3) 本件意匠の登録，無効審決

ア 原告による意匠創作

原告は，平成11年7月，被告の委託を受けて道路灯のデザイン製作を行い，同年8月，同デザイン案(甲5・Aの1～5)を被告に提供した。

イ 被告の意匠登録出願

被告は，平成11年11月5日，原告から提供された上記デザイン案を基

にした別紙意匠公報記載の意匠（以下「本件意匠」という。）について、創作者を被告従業員であるP3とする意匠登録出願をし、平成13年10月26日、意匠登録がされた（甲7。登録意匠番号第1129314号。以下「本件意匠権」という。）。

ウ 意匠登録無効審判

原告は、平成22年2月17日、本件意匠は原告が創作したものであるため、本件意匠の意匠登録は意匠法48条1項3号の無効理由に該当すると主張して、本件意匠権の意匠登録無効審判請求をしたところ、特許庁は、原告の主張を認めて意匠登録を無効とする旨の審決をし（以下「本件審決」という。）、平成23年2月16日、同審決は確定した。

(4) 被告による本件意匠の実施品の販売

被告は、いずれも本件意匠の実施品である道路灯として、平成12年7月以降「パロス」（乙1）を、平成16年3月以降「パロス・ミクロス」を、平成22年11月以降「LEDパロス」をそれぞれ販売している。

2 事案の概要

本件は、原告が、甲2契約解消時に、原被告間で原告が本件意匠の創作者であることが検証された場合には、ロイヤリティーを支払う旨の合意があったと主張して、同合意に基づき、実施料相当額3150万円及びこれに対する本件審決確定の後の日である平成23年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めると共に、選択的に、不当利得返還請求権に基づき、実施料相当額3150万円及びこれに対する平成23年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金の支払を求める事案である

3 争点

- (1) 本件意匠につきロイヤリティー支払の合意があったか（争点1）
- (2) 原告は被告に対する不当利得返還請求権を有するか（争点2）

【判 断】

1 争点1（本件意匠につきロイヤリティー支払の合意があったか）について

(1) 事実関係

証拠（原告本人、甲15、乙11のほか掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、上記第2、1で認定した事実に加え、以下の事実が認められる。

ア 原告と被告との関係

原告は、大学で工業デザインを学び、昭和45年頃、P2の屋号で工業デザイン業を営むようになった。原告は、昭和51年頃、業務を拡大するために、被告に働きかけ、被告との間で外注取引が開始した。

原被告間では、平成2年頃までは、個別の案件ごとに業務委託ないし請負契約が締結されたが、案件が増加したことから、原告は、平成3年以降、被

告との間で1年ごとに乙13契約，甲1契約と同趣旨の業務委託契約を締結し，原告の就業日に，被告の一角で被告から委託されたデザインその他の業務に従事したが，原告との雇用関係はなかった。原告は，被告から，月額委託業務料のほか，通勤交通費の支給を受けていた。

原告は平成7年度までは，月額委託業務料60万円の支給を受けたが，平成8年度以降，被告から仕事量が少ないことを指摘され，委託業務料は月額32万円とされた。

イ 原告による意匠創作，発明

(ア) 配線用ダクトの意匠，発明について

原告は，平成7年頃，被告従業員と共同で配線用ダクトの意匠創作，発明を行った。その後，被告から原告に対し，これらについて出願したい旨の申し入れがあり，同年11月22日，原被告間で打合せを行い，原被告間の関係は請負契約であるので，原告及び被告従業員を考案者とし，被告を出願人（権利者）として，特許出願及び意匠登録出願を行うこと，将来この意匠・発明が大きく業績に貢献した場合には，原被告間の請負契約の条件で考慮すること等を合意した（乙9）。

(イ) 光害対策型街路灯の意匠について

原告は，被告従業員と共同で光害対策型街路灯の意匠創作を行い，平成11年2月24日，原被告間で打合せを行い，前記同様，原告及び被告従業員を創作者とし，被告を出願人（権利者）として，意匠登録出願を行うこと，将来この意匠が大きく業績に貢献した場合には，原被告間の請負契約の条件で考慮すること等を合意した（甲9）。

その後，被告は，上記意匠の意匠権を取得したが（甲8），原告が，前記合意に基づき契約条件の変更等を求めることはなかった。

ウ 本件意匠の創作

平成11年7月下旬，被告は原告に道路灯のデザイン製作を依頼し，参考資料として，東芝ライテック株式会社と岩崎電気株式会社の道路灯のカタログコピーを提供した。

原告は，同年8月，本件意匠の基となる道路灯の意匠をいくつかのパターンで被告に提供した（甲5・A-1～5，C-1～5）。

被告は，前記第2の1(3)のとおり，原告から提供を受けた意匠を基にした本件意匠について，被告従業員を創作者，被告を権利者とする意匠登録出願を行ったが，原告は，被告に提供した意匠と実質的に同一の意匠について，平成11年10月5日，知的所有権協会の「知的所有権（著作権）登録」制度への登録を行った（乙6）。

なお，原告が被告に提供した意匠について，被告は原告に道路灯のデザインの委託，参考資料の提供を行ったものの，具体的な意匠の指示をしたとまでは認められず，その創作者は原告というべきである。また，本件意匠は，

原告が被告に提供した意匠と完全に同一ではないものの、同意匠の持つ独自の形態的特徴をそのまま有する実質的に同一の意匠であるから、その創作者は原告というべきである。

エ 原被告間の関係解消

平成12年4月1日に締結された甲2契約では、委託業務料は別途定めることとされ、原告が業務に関連して完成した発明、考案、意匠その他についての権利は原則として被告に帰属するが、原告の申し出があった場合には、原告の寄与度、創作性の程度により、原被告協議の上、権利の帰属割合等を決定する旨が規定された。

委託業務料は、甲2契約の当初は従前どおり月額制であり、平成14年頃から業務量に応じて支払われるようになったが、委託業務料の合計が月額44万3000円に満たない場合は、その差額が支払われていた。

その後、原被告間では、取引量が減少し、被告にとっては、実際の委託業務料と月額44万3000円との差額を補填しなければならない状況が続いたことから、平成17年7月、被告のP6部長は、原告に対し、甲2契約を解消する旨を告げた。これに対し、原告は、契約関係の解消に当たっては、被告と30年近く仕事をしてきた功績を認めて欲しいという趣旨のこと述べた。

被告は、同月26日付けで、原告に対し、同年10月31日をもって甲2契約を終了する旨の本件通知を交付したが、その際、「P2業務委託終了に伴う関連事項」と題する文書を作成し、契約終了日までデスク1台、パソコン2台の置場を確保すること、契約終了後の業務委託については、部門からの発注額に応じて支払うこと等に加え、原告との間で、配線用ダクト、光害対策型街路灯について、大きく業績に貢献した場合には、原被告間の請負契約の条件で考慮するとの上記合意があったことから、「意匠等のロイヤリティーについては具体的に検証できる場合のみ検討する」とする本件条項を記載し、本件通知に添付して原告に交付した(甲14)。原告は本件条項について、特段の修正を求めることはなかった(乙12)。

オ その後の経緯

(ア) 原告は、平成18年1月30日、被告に対し、本件意匠の創作者は原告であるとして金銭の支払を求めたところ、被告は、同年2月、本件意匠につき原告が最初にデザイン製作にかかわったのは事実であるが、最終形のデザインは複数の設計担当者による検討過程から生まれており、創作者は開発に主に携わった被告担当者であること、仮に原告が創作者であるとしても、実施品の販売実績は伸びておらず、本件意匠の販売実績への寄与度も低いいため、既払いの委託業務料に付加するには及ばない旨回答した(甲6)。

(イ) 原告は、平成19年6月、被告に対し、本件意匠権を含む4件の意匠権について、創作者は原告であって冒認出願である旨主張して、権利の持分

譲渡及びロイヤリティーの支払を検討するよう申し入れ（乙10），その後，前記第2の1(3)ウのとおり，本件意匠登録を無効とする審決を得た。

(2) 本件条項の解釈について

ア 原告は，本件条項について，被告の冒認出願により登録されていた本件意匠を念頭にロイヤリティーの支払を規定したものである旨主張する。

しかしながら，前記認定したところによれば，原被告間の契約は雇用契約ではなく請負契約であり，原告が成果物を被告に引き渡し，被告が定められた報酬を原告に支払えば，被告は成果物についての権利を取得し，これを実施して利益を得たとしても原告にさらに報酬やロイヤリティーを支払う関係にはない。また，平成3年頃から平成13年頃までの間，被告は毎月一定の委託業務料を支払っていたところ，配線用ダクト及び光害対策型街路灯については，原被告間での個別の協議により，被告が特許出願，意匠登録出願を行い，当該意匠，発明が将来被告の業績に大きく貢献した場合には，原被告間の請負契約の条件で考慮する旨の合意がなされたが，その趣旨は，月額委託業務料とは別に，原告に報酬やロイヤリティーを支払うとの趣旨ではなく，原告の創作等が被告の業績に大きく貢献した場合には，次期の契約における月額委託業務料の定め方において考慮する旨を定めたものと解するのが合理的である。

一方，本件意匠については，配線用ダクト等についてなされたような協議のないまま被告による意匠登録出願がされており，原告は，平成11年に知的所有権協会への登録をした時点で，上記事実を認識していたと解するのが合理的であるが，平成18年1月30日以前に，被告に対し，本件意匠の帰属及びロイヤリティーの支払についての申し入れを行ったことはなく，そのような行動を取らなかったことについての合理的な事情も見当たらない。

以上の事実関係によれば，被告は，配線用ダクトの意匠，発明及び光害対策型街路灯の意匠について，被告の業績に大きく貢献した場合には次期の契約条件で考慮する旨を約したにもかかわらず，契約関係の解消により，次期の委託業務料等に反映することができなくなるため，契約終了後も，これら意匠等が被告の業績に大きな貢献をしたことが具体的に検証できる場合には，何らかの金員の支払を検討することとし，これをロイヤリティーと表現したものと解するのが相当である。

したがって，本件条項は，本来，配線用ダクト及び光害対策型街路灯に関するものであって本件意匠に関するものではなく，仮にその趣旨が本件意匠に及ぶとしても，そこにいう「具体的に検証できる場合」について，原告が主張するように，被告が実施する意匠の創作者が原告であると立証された場合のことであると解すべき理由はない。また，前記認定のとおり，原告のした創作，発明等の成果物について，請負契約の趣旨により，被告は当然にこれを実施する権利を有すると解されるから，被告が本件意匠の実施品を販売

した数量に応じて、原告にロイヤリティーを支払うべき理由もないといわざるを得ない。

イ 原告は、平成15年頃、被告のP4部長に、本件意匠をデザインしたのは自分である旨伝え、P4部長は辞めるときが大変であるなどと述べたと主張するが、仮にこのようなやり取りがあったとしても、P4部長は原告からの一方的な申し出を聞いたのみで、それ以上に原告との間で細かい話があったわけでもないし、被告から甲2契約の解消の話があったのは、それから少なくとも1年半も経過した後のことであり、その際、原告はこれまでの功績を認めて欲しいなどと自らの要求を述べているにもかかわらず、本件意匠のロイヤリティーの話はしていないというのであるから、甲2の契約関係を解消する当時、原被告間で本件意匠権が冒認出願されたものであることが共通認識であったということとはできない。

(3) 小括

したがって、本件意匠の創作者が原告であることが立証されれば、被告が原告にロイヤリティーを支払う旨の合意があったとは認められず、原告の当該合意に基づく請求には理由がない。

2 争点2（原告は被告に対する不当利得返還請求権を有するか）について

(1) 原告は、第4回弁論準備手続期日（平成24年5月28日）において、不当利得返還請求権に基づく請求を取り下げたが、被告は、同日、当該取下げについて異議を述べた。そこで、不当利得返還請求権の成否について判断する。

(2) 原告は、本件意匠について、原告が創作者であるにもかかわらず、被告が冒認出願をしたことを前提に、得べかりし実施料相当額を得られなかったことによる「損失」が生じ、被告は、実施料の支払を免れたことによる「利得」が生じている旨主張する。

この点、配線用ダクト、光害対策型街路灯の場合とは異なり、本件意匠については、被告が意匠登録出願をすることについて、原被告間で明確な合意があったとは認められない。しかしながら、これを前提にしたとしても、既に検討したとおり、原被告間の請負契約の趣旨によれば、原告から提供された意匠を被告が実施すること自体は当然に予定されているものといえ、これに対する報酬として、原告は委託業務料を得ている。したがって、原告が、被告に提供した意匠について自ら意匠権の権利者となり、被告に対し権利行使することは、予定されていないものというべきである。

また、原告は、意匠権を取得した場合、少なくとも第三者から実施料の支払を受けることができたはずであるとして、被告の「利得」及び原告の「損失」が生じていると主張するが、そもそも、原告が意匠権を取得した場合に、第三者への実施許諾によって実施料を得ることができたということ自体、認めるに足りる証拠はなく、当該主張についても理由がない。

(3) したがって、原告が本件意匠を実施したことによって、原告が被告に対

し不当利得返還請求権を有するとは認められない。

3 結語

以上のとおり，原告の請求にはすべて理由がないから，主文のとおり判決する。

【論 説】

1．この事件は、工業デザイナーである原告P1が被告との間で昭和51年頃から外注取引が始まり、両者間で平成2年ごろまでは、個別の案件ごとに業務委託ないし請負契約が締結されていた。しかし、案件が増加したことから、原告は平成3年以降、被告との間で1年ごとに同趣旨の業務委託契約を締結し、平成7年度までは月額60万円の委託業務料を受けていたが、平成8年度からは仕事量が少ないことから月額32万円とされた。

2．ところで、原告による意匠の創作や発明については、被告との間の請負契約であることから、被告による意匠登録出願にあつては、原告と被告従業員を創作者とすることに原告からは異論はなく、その後、被告は上記意匠の意匠権を取得した。

その後、被告は原告に道路灯のデザイン製作を依頼し参考資料も提供したのに対し、原告は本件登録意匠の基となる道路灯の意匠をいくつかのパターンで被告に提供し、その中から被告は本件意匠について、被告従業員を創作者、被告を出願人とする意匠登録出願をした。

これについて裁判所は、原告が被告に提出した意匠は、被告が原告に道路灯のデザインの委託、参考資料の提供はしたものの、具体的な意匠の指示をしたものとは認められないから、創作者は原告というべきであると認定した。裁判所はまた、本件意匠は、原告が被告に提供した意匠と完全に同一ではないが、「同意匠の持つ独自の形態的特徴をそのまま有する実質的に同一の意匠である」から、その創作者は原告であるというべきであると認定した。

3．裁判所によるこれらの事実認定でも明らかなように、その後、本件意匠は冒認出願であることを理由に登録無効となったのである（意匠登録第1129314号・平成11年11月5日出願・平成13年10月26日登録・意匠法48条1項3号の適用）。

この審決理由によると、「請求人が、被請求人からデザイン製作の委託を受けた後、A意匠の製作を経て甲第14号証意匠（C意匠）を完成して被請求人に提供するまでの過程において、被請求人が、その創作に実質的に関与したとは認めることができず、そして、本件登録意匠は、A意匠及び甲第14号証意匠（C意匠）と、創作の一貫性ともいうべき形態上の強い一致性が認められ、また本件登録意匠がその先行意匠に対して持つ独自の形態的特徴が、ほぼその

ま、A意匠及び甲第14号証意匠（C意匠）に認められるところであり、以上を総合すると、本件登録意匠の創作者は、A意匠及び甲第14号証意匠の創作者と同じ者であって、請求人とされるべきである。」と、認定している。

また、同審決は、意匠登録を受ける権利の被告（被請求人）への承継の有無については、次のように判示している。

「被請求人は、請求人との間で締結した業務委託契約に基づいて、請求人が創作した甲第14号証意匠（C意匠）の提供を受けたものと認められるが、この提供を受けた甲第14号証意匠（C意匠）を被請求人自らが意匠登録出願して意匠登録を受ける行為が、本契約によって許諾されている範囲に含まれるか否かについて検討する。

本契約の「記」3．に記載された「委託業務は製品全般からカタログ編集に関するデザイン関係全般業務及び会社が指示する関連業務とする。」の文言は、極めて概括的な表現となっており、作業内容を具体的に特定したものとはなっていない。そして、このような概括的な表現がなされている場合、受託者が費やす作業時間やその他のコストは、委託業務の内容によって大きく変化するものと予想され、これに応じて、委託業務によって生じる成果物の内容も大きく変化し、その経済価値をあらかじめ予測することは困難であるから、通常は、成果物の意匠登録を受ける権利の帰属の問題に関しては、別途に条項を設けることが必要と解せられ、この点に関する条項がない以上、本契約の内容からは除外されていると解するほかない。また、「記」欄8．の「この契約に定めのない事項は、双方が誠意を持って協議の上定めるものとする。」との記載に則って、特に協議がなされたことを伺わせる証拠はない。

したがって、「委託業務料は月額320,000円とし、・・・」の記載に照らせば、その金額は受託者が費やす作業時間に見合う範囲のものであって、本契約には意匠登録を受ける権利の承継は含まれていないと解すべきであり、本件業務契約の委託者である被請求人は、委託業務の成果物である甲第14号証意匠（C意匠）の意匠登録を受ける権利までを承継していたとはいえない。」

（無効2010-880001・平成23年1月7日審決）

また、原告の主張によれば、原告は独自に自分の創作した道路灯に係るデザインについて、「知的所有権協会」なる機関に「知的所有権（著作権）登録」を行ったというが、この協会なるものの実体は筆者にはわからない。ただ業界には、創作したデザインを自主登録しておくための団体を結成し、最先に創作した者であることを記録する機関が存在するのかも知れない。（例えば、京都市には、染織図案協会という自主登録機関がある。）

4．ところが、両者間では取引量が減少し、被告は、実際の委託業務料と月額44万3000円との差額を補填しなければならない状態が続いたことから、平成17年7月に被告の部長は、原告に対し契約を解消する旨を告げ、その後、

平成17年10月31日をもって契約を終了する旨の本件通知を交付したのである。

その後、原告は平成18年1月30日に被告に対し、本件意匠の創作者は原告であるとして金銭の支払を求めたが、被告は、本件意匠につき原告が最初にデザイン製作にかかわったとしても、最終形のデザインは、複数の設計担当者による検討過程から生まれたものであるから、創作者は開発に主に携わった被告担当者であり、原告の本件意匠の販売実績への寄与度は低いから、既払いの委託業務料に付加するには及ばないと回答したのである。

これについて裁判所は、本件条項の解釈について、両者間の契約は雇用関係ではなく、請負契約であるから、被告は所定の報酬を原告に支払えば、被告は成果物についての権利を取得し、これを実施して利益を得たとしても、原告にさらに報酬やロイヤリティを支払う関係にはないと判示したのである。

また、両者間では平成3年頃から平成13年頃までは、被告は毎月一定の委託業務料を支払っていたところ、配線用ダクト及び光害対策街路灯については、両者間の個別協議で、被告が特許出願、意匠登録出願を行い、これが将来、被告の業績に大きく貢献した場合には、両者間の請負契約の条件を考慮する旨の合意があったものの、それは、月額委託業務料とは別に原告に報酬やロイヤリティを支払うとの趣旨ではなく、次期契約における月額の委託業務料の定め方を考慮する旨を定めたものと解するのが合理的である、と裁判所は判示したが、何を根拠に合理的と言えるのか不明である。ただ判決によれば、原告は被告に対し、そのような提言を具体的にはしていないことも理由としている。

したがって、裁判所は、本件意匠の創作者が原告であることが立証されたとしても、被告が原告にロイヤリティを支払う合意があったとは認められない、と判示したのである。

5.ところで、第2の争点であった原告の被告に対する不当利得返還請求権の行使は、原告は請求を取り下げたが、被告は当該取り下げに異議を述べたので、裁判所は判断した。

原告は、本件意匠について、原告が創作者であるにもかかわらず、被告は他人の氏名を創作者として冒認出願したことを前提に、得べかりし実施料相当額を得られなかったことによる損失に対し、被告は実施料の支払いを免れたことによる「利得」を生じている、と主張することになった。

これに対し裁判所は、本件意匠については、被告が意匠登録出願をすることについて両者間で明確な合意があったとは認められないが、両者間には請負契約があり、その趣旨からすれば、原告から提供された意匠を被告が実施することは当然予定されているし、これに対する報酬として原告は委託業務料を取得しているのだから、原告が被告に提供した意匠についての意匠権者となり、被告に対し権利行使するようなことは予定されていないというべきであると判示

した。

ということは、そもそも原告の主張は矛盾に満ちているものであるから、取り下げられて然るべきであったのである。

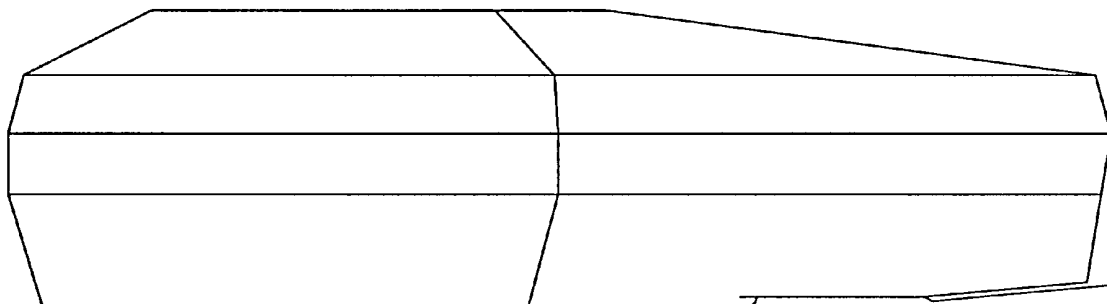
6 . 本件意匠は、その出願書の「創作者」欄に記載した氏名に誤りがあったことを原告から指摘され、意匠権の実体的要件の欠如ではない理由によって登録無効となったのであるが、これは、出願中であれば創作者名の訂正，変更は可能でも、設定登録後は不可能であることを示す典型例であるといえる。

本件意匠の場合にあって、被告が締結している原告P 1との間の契約とは、デザインの創作依頼とそのデザインの提供であるから、デザインの創作者はあくまでもP 1であり、その創作者が意匠登録を受ける権利を有する者である。したがって、被告が意匠登録の出願を特許庁にするとときに作成する「意匠登録願」(意施規・様式2)の「意匠の創作をした者」の欄には、P 1の住所と氏名を記載しなければならないし、かつては創作者から出願人に対して意匠登録を受ける権利についての譲渡証書を、出願人は願書に添付しなければならなかったのである。(現在は、譲渡証書や委任状の添付は不要となっている。)

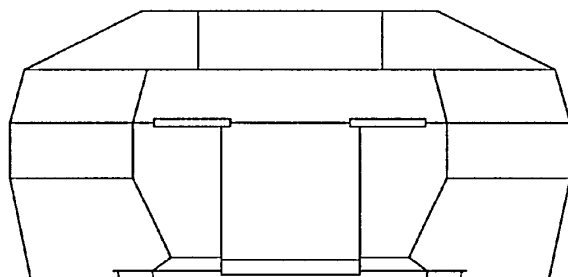
〔牛木 理一〕

[本 件 登 録 意 匠]

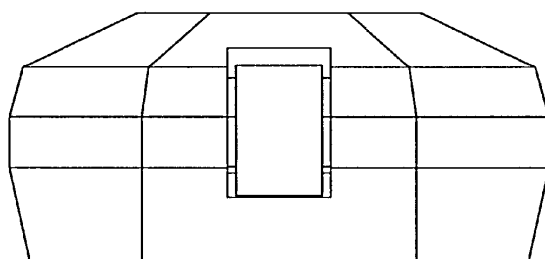
- (1 9) 【 発 行 国 】 日 本 国 特 許 庁 (J P)
(4 5) 【 発 行 日 】 平 成 1 3 年 1 2 月 1 7 日 (2 0 0 1 . 1 2 . 1 7)
(1 2) 【 公 報 種 別 】 意 匠 公 報 (S)
(1 1) 【 登 録 番 号 】 意 匠 登 録 第 1 1 2 9 3 1 4 号 (D 1 1 2 9 3 1 4)
(2 4) 【 登 録 日 】 平 成 1 3 年 1 0 月 2 6 日 (2 0 0 1 . 1 0 . 2 6)
(5 4) 【 意 匠 に 係 る 物 品 】 道 路 灯
(5 2) 【 意 匠 分 類 】 D 3 - 4 1 9 1
(5 1) 【 国 際 意 匠 分 類 (参 考) 】 2 6 - 0 3
(2 1) 【 出 願 番 号 】 意 願 平 1 1 - 3 0 7 8 0
(2 2) 【 出 願 日 】 平 成 1 1 年 1 1 月 5 日 (1 9 9 9 . 1 1 . 5)
【 審 判 番 号 】 不 服 2 0 0 0 - 1 9 2 4 9 (D 2 0 0 0 - 1 9 2 4 9 / J 1)
【 審 判 請 求 日 】 平 成 1 2 年 1 2 月 6 日 (2 0 0 0 . 1 2 . 6)
(7 2) 【 創 作 者 】
【 氏 名 】 中 野 秀 司
【 住 所 又 は 居 所 】 京 都 府 城 陽 市 寺 田 新 池 3 6 番 地 星 和 電 機 株 式 会 社 内
(7 3) 【 意 匠 権 者 】
【 識 別 番 号 】 0 0 0 1 9 5 0 2 9
【 氏 名 又 は 名 称 】 星 和 電 機 株 式 会 社
【 住 所 又 は 居 所 】 京 都 府 城 陽 市 寺 田 新 池 3 6 番 地
(7 4) 【 代 理 人 】
【 識 別 番 号 】 1 0 0 0 7 5 5 0 2
【 弁 理 士 】
【 氏 名 又 は 名 称 】 倉 内 義 朗
(5 5) 【 意 匠 の 説 明 】 背 面 図 は 正 面 図 と 対 称 に 表 わ れ る 。 本 物 品 の 底 面 カ バ ー は 透 明 で あ る 。
【 図 面 】
【 正 面 図 】



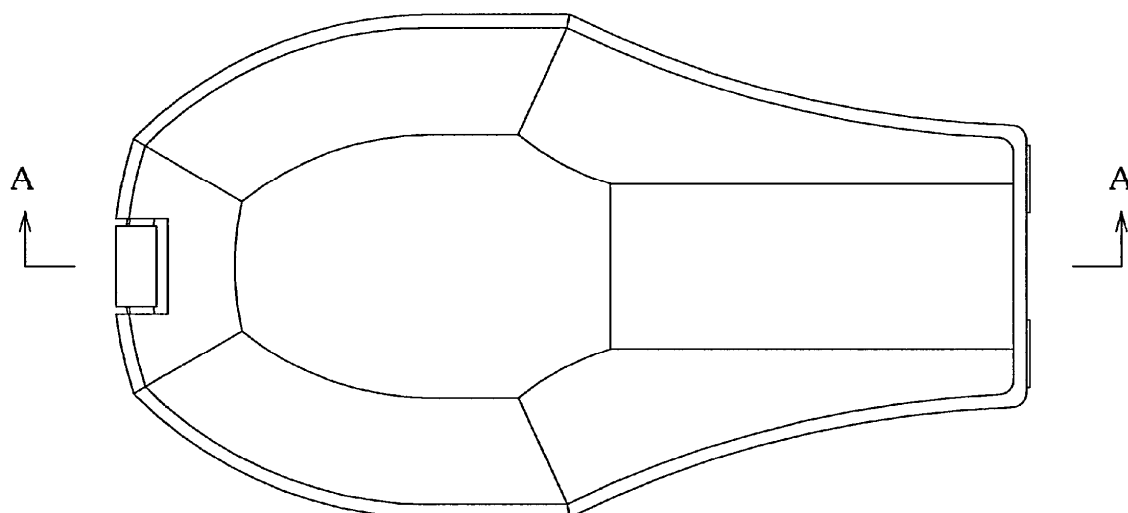
【右側面図】



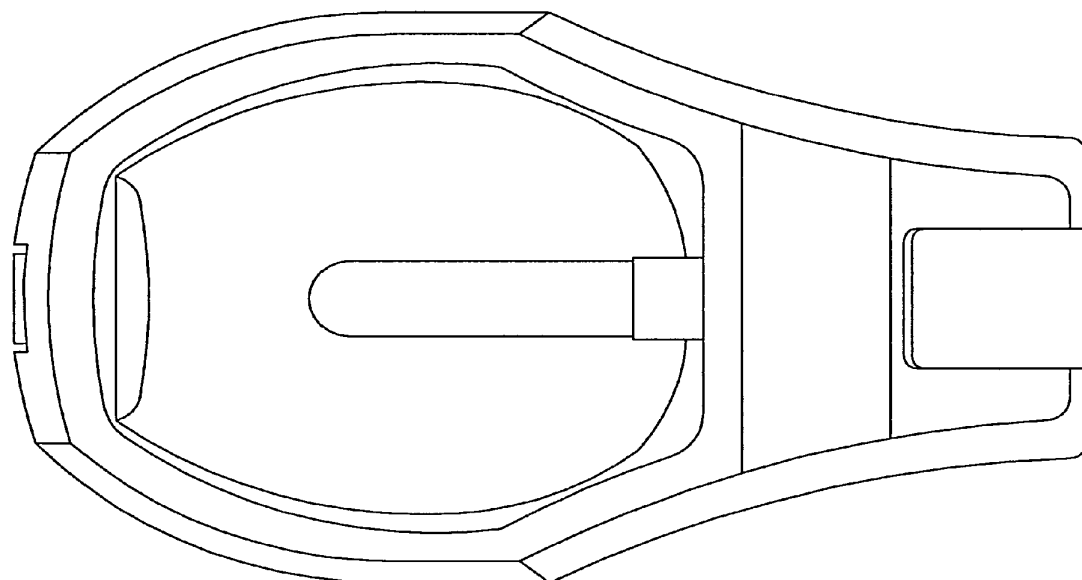
【左側面図】



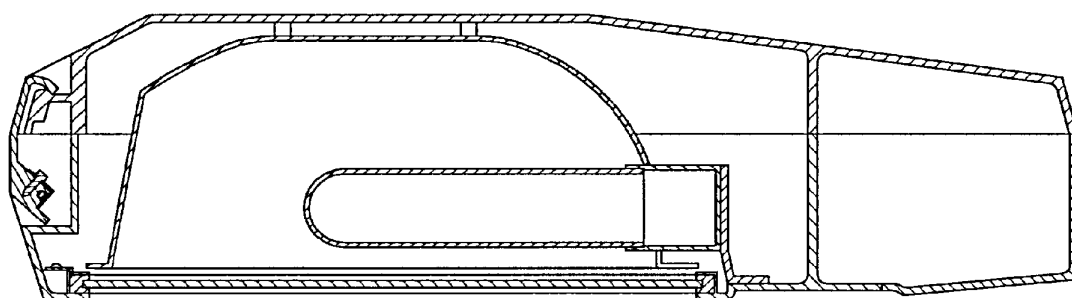
【平面図】



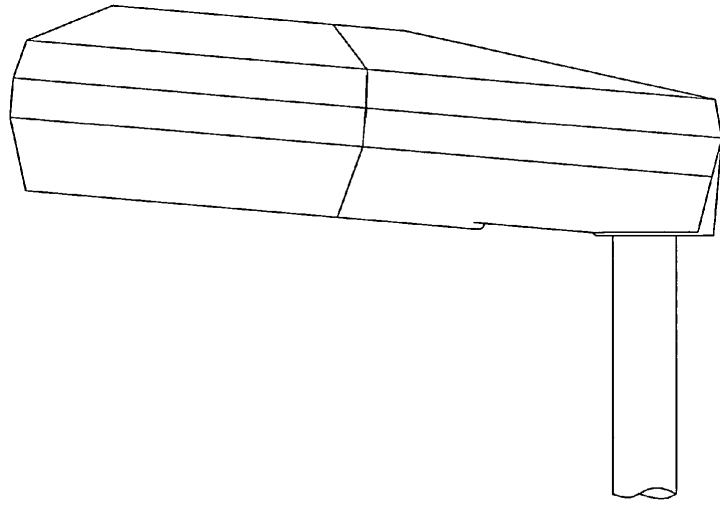
【底面図】



【内部機構を省略したA - A断面図】



【使用状態を示す参考図（a）】



【使用状態を示す参考図（b）】

